

# 温室効果ガス排出量の算定手法について

## 1. はじめに

2017（平成 29）年 3 月に環境省は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下、マニュアル）を新たに公表し、地方自治体が地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際の方針や技術的な方法論が示された。

マニュアルでは、区域の温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、地方公共団体の規模や自然的社会的条件等を勘案しつつ、温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）をもって、区域における温室効果ガス排出の現況を定量的に算定することが求められている。

以上のような、新たなマニュアルにおける計画策定上の要件を踏まえ、現行の「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（2012（平成 24）年 12 月策定）（以下、現行計画）を改定するにあたり、その基礎データとなる市域の温室効果ガス排出量の算定手法について見直しの検討を行った。

## 2. 温室効果ガス排出量の算定手法の動向

マニュアルでは、標準的手法として位置づけることが望まれる算定手法が、地方公共団体規模に応じて区分されている（下表）。

中核市未満程度の規模であれば、効率的かつ一定程度の精度で排出量が把握可能である「A：按分法」を採用することが望ましいとされている。

表 マニュアルにおける算定手法

算定手法	手法概要	地方公共団体規模
A：按分法	環境省が公表する都道府県の炭素排出量 <sup>※</sup> を部門別活動量で按分する方法で、一定程度の精度で排出量の把握ができる。 ※「部門別 CO <sub>2</sub> 排出量の現況推計結果」（環境省）	・中核市 <sup>※</sup> 未満程度 ( <sup>※</sup> 法定人口 20 万人以上)
B：積上法 (標準型)	統計やアンケート調査などにより区域の実際のエネルギー・燃料使用量を把握することにより、温室効果ガス排出量を算出する方法。	・指定都市 <sup>※</sup> 程度 ( <sup>※</sup> 法定人口 50 万人以上) ・都道府県
C：積上法 (詳細型)	統計やアンケート調査などにより区域の実際のエネルギー・燃料使用量を把握することにより、温室効果ガス排出量を算出する方法。詳細型は、分野や区分をより詳細に区別し算出する。	

### 3. 新計画における算定手法の方向性

新たなマニュアルにおける計画策定上の要件と伊勢市の規模（人口）を勘案し、新計画における算定手法を、マニュアルに即した「A:按分法」をベースに見直す。

表 「A:按分法」のメリット及び留意点

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 毎年度公表される公的データ（「部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計結果」（環境省））をそのまま利用することが可能。</li><li>● 一定程度の精度をもって区域の温室効果ガス排出量を把握することが可能。</li><li>● 基準年に遡ってデータが存在する。</li><li>● 県の排出量がベースになっており、県及び他自治体の排出量、エネルギー消費量と比較がしやすい。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>● 積上法と比べると地域特性が反映されにくい。</li><li>● 資料・データ等の公表年度が遅れるため、速報性が低い。（全手法の共通課題）</li><li>● 環境省のデータは、CO<sub>2</sub> 排出量のみを推計しているため、「その他ガス※」は「三重県の温室効果ガス排出状況」（三重県）の値を用いる。</li></ul>

※メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン，パーフルオロカーボン，六フッ化硫黄，三フッ化窒素を指す。